

# 平成 30 年度 事業計画書（案）

社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会

昨年、社会福祉法人制度改革が行われ、地域公益活動や運営の透明性の確保、ガバナンスの強化に積極的に取り組むと共に、社会福祉の重要な担い手としての役割や活動への理解を広めていくことが、大きな課題となっています。また、多様化する生活課題・福祉課題に対して、その解決に向けた個別の支援とともに、支援する人材の発掘・養成、小地域福祉活動の開発・充実強化に向け取り組む方針です。住民一人一人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援などの様々なサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の考え方を高齢者分野だけでなく障がい者や児童、生活困窮者等他の福祉分野にも応用し、地域福祉の更なる推進体制の整備を目指します。

## 第1 基本方針

### 1 住民参加・協働による「助け合い・支え合う」まちづくりの実現

地域住民、民生児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び介護サービス提供事業者、医療関係者等、組織の相互理解と連携によって「住民主体の助け合い・支え合う」まちづくりを推進していきます。

### 2 利用者主体の福祉サービスの実現

誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続でき、自立支援に向けた利用者主体の福祉サービスを実現していきます。

### 3 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などの日常生活に関連する組織との連携を図り、身近な地域で総合的かつ効果的に支え合う支援体制の整備を目指していきます。

### 4 福祉ニーズに基づいた先駆的取り組み

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応を中心に、小地域での個性をいかした新たな福祉サービスや社協だからこそできるセーフティネットの構築、地域福祉活動にたゆみなく努力してまいります。

### 5 効率的な事業運営と透明性の向上を目指す

組織機能の充実、内部統制等（コーポレート・ガバナンス）経営基盤の強化に取り組むとともに、職員の人材育成、効果的な広報活動及び会員増強等による財源の確保を図ります。

## 第2 主要事業

### I 法人運営部門

法人運営部門は、適切な法人運営や事業運営を行うとともに、総合的な企画や各部門間、本所、支所間などの連絡調整を行い社協全体の運営・管理業務にあたる。

#### ◆会務の運営・研修会等の開催

- (1) 理事会評議員会を随時開催し、会務の充実と円滑な事業運営
- (2) 福祉情報の収集と活用及びニーズ調査並びに実態把握
- (3) 予算編成・執行・財務管理・人事管理・労務管理
- (4) 役職員研修の実施
- (5) 会員・賛助会員の募集及び寄付金品の受付・管理

#### ◆財政基盤の強化・職員体制の整備、資質向上

- (1) 会員・賛助会員募集による自主財源の確保及び効率的な経営体制の整備
- (2) 職員の専門性の向上及び介護職員キャリアパス制度のさらなる検討
- (3) 資格取得の促進

#### ◆普及啓発・その他

- (1) 介護職員処遇改善の継続
- (2) 職場環境の整備、諸規定の見直し
- (3) 広報誌発行「ひだまり」及びホームページ充実

### II 地域福祉活動推進部門

地域福祉活動推進部門は、地域の生活課題解決に向けて、専門職を中心に住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりなどを幅広く展開し、地域福祉推進の中核的事業を実施する。

#### ◆共同募金配分金活用事業

- (1) 在宅介護者リフレッシュ事業
- (2) 障害者社会参加交流事業
- (3) ひとり暮らし高齢者昼食会等交流事業
- (4) 福祉作文・ポスターコンクールの実施
- (5) 若年母子活動助成
- (6) 児童・生徒啓発普及品配布

#### ◆歳末たすけあい募金活用事業

- (1) 歳末ひとり暮らし高齢者特別給食（まごころ便）事業
- (2) ふれあい・いきいきサロン活動助成事業
- (3) 福祉教育推進（福祉協力校助成）事業
- (4) 友愛訪問、見守り活動推進支援事業
- (5) 世代間交流事業（高齢者と中学生交流）
- (6) 福祉車両貸出助成事業

#### ◆地域福祉推進事業

- (1) 介護予防日常生活支援総合事業  
生活支援コーディネーターの配置  
生活支援体制整備協議体への参加  
人材育成講座開催及び地域の担い手・ボランティアの育成
- (2) ソーシャルワーカー配置あんしん相談支援推進事業
- (3) あんしん見守りネットワーク事業（友愛訪問）
- (4) 福祉機器等貸与事業（介護用ベッド、車いす等）
- (5) ふれあい・いきいきサロン設置推進事業
- (6) 生活福祉資金貸付窓口・高額療養費つなぎ資金貸付窓口
- (7) 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）
- (8) 福祉団体等支援事業
- (9) 「福祉ふれあいフェスティバル」の開催（ボランティア顕彰・功労者表彰）

#### ◆ボランティアセンター事業

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティア育成研修・養成講座の開催
- (3) ボランティアポイント制度の拡充・人材育成
- (4) ボランティア派遣の活性化
- (5) ボランティアコーディネーターの配置及び相談事業
- (6) ボランティアの啓発・普及・登録・紹介事業の充実
- (7) チャリティー芸能大会等チャリティー事業の実施・協力
- (8) 視覚障害者用町報朗読テープの配布
- (9) 収集・回収事業の実施（エコキャップ等）
- (10) 災害ボランティア設置運営等研修・視察・活動の実施

### Ⅲ 福祉サービス利用部門

福祉サービス利用部門は、町からの受託事業を中心に生活支援に向けた福祉サービスの提

供、サービス利用の援助や地域での相談、支援活動、情報提供、連絡調整などを行う。

#### ◆福祉サービス受託事業

- (1) 心配ごと相談・法律相談の定期実施
- (2) ひとり暮らし高齢者給食宅配サービス
- (3) 自立支援型ホームヘルプサービス
- (4) 総合相談支援事業（在宅介護高齢者支援総合窓口 居宅介護支援事業所対応）
- (5) 地域自立生活支援事業  
（高齢者温泉活用交流事業・健康教室・認知症カフェ・はつらつ教室）
- (6) 在宅高齢者等紙おむつ給付事業
- (7) 地域包括支援センターの委託経営
  - ・総合相談支援事業
  - ・介護予防サービス支援計画事業・介護予防支援事業
  - ・権利擁護事業（高齢者支援ネットワーク・成年後見制度利用支援事業）
  - ・包括的・継続的ケアマネジメント事業

## IV 在宅介護サービス部門

在宅介護サービス部門は、介護保険法（介護予防含む）、障害者総合支援法のもと指定事業者としての介護サービス、障害福祉サービスなどの多様な在宅介護サービスを提供する。

### ◇介護保険法の介護サービスと経営◇

#### 1、居宅介護支援事業所の経営

ケアマネージャー（介護支援専門員）が、要介護認定を受けた利用者の依頼を受け、体調の確認・要望を聞き、その人に必要なケアプラン（介護計画）を作成し、福祉サービスの他、保健医療サービスを適切に利用出来るよう、他機関との連絡調整を行う。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1) みなかみ社協ケアプランセンター（月夜野・新治統合）</li><li>2) 水上居宅介護支援事業所</li></ol> |
|---|

- (1) 要介護認定申請の代行・認定調査の受託
- (2) 介護サービス計画（ケアプラン）の作成
- (3) 介護給付費等支給限度管理・介護報酬の請求
- (4) その他居宅における介護支援全般

## 2. 訪問介護事業所（ヘルパーステーション）の経営

ホームヘルパーが自宅を訪問して、自立した日常生活を送れるように支援します。介護保険利用の場合は介護支援専門員が作成するケアプランに基づいて、食事介助、排泄介助、入浴介助、衣類の着脱介助・身体の清拭・通院等の介助などの「身体介護」と、清掃・洗濯・買い物などの「生活援助」に区分される。

1) みなかみ社協ヘルパーステーション（月夜野・水上・新治統合）

## 3. 通所介護事業所（デイサービスセンター）の経営

デイサービスセンターへの通所としての介護サービス。  
送迎・入浴サービスがあり、趣味、生きがい活動、ランチ、レクリエーション体操、生活相談、健康チェック、健康増進などのプログラムに参加して頂きながら、楽しい時間を一日過ごすお手伝いをいたします。

1) デイサービスセンターほたるの苑	利用定員	30人
2) 水上デイサービスセンター	〃	35人
3) 新治ふれあいセンター	〃	35人

### ◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

#### 1. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護 （身体介護・家事援助・外出移動サービスの提供）

1) みなかみ社協ヘルパーステーション（月夜野・水上・新治統合）

#### 2. 生活介護・自立訓練（デイサービス事業）

1) デイサービスセンターほたるの苑	2) 水上デイサービスセンター
3) 新治ふれあいセンター	

### 3. 就労継続B型事業所（障害サービス事業所ぴっころ）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者が通います。

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準（月額3,000円程度）を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

#### ◆福祉有償運送事業

道路運送法に基づき、高齢者や障害のある方などに、公共交通機関を使用して移動することが困難な人に、通院等を目的として有償での送迎サービスを行う。

○利用料金       ：     1キロメートルあたり        100円

1) みなかみ社協ヘルパーステーション（月夜野・水上・新治統合）
----------------------------------

## V **公益事業部門**

公益事業部門は、多様な福祉ニーズに基づき、社会福祉事業に支障のない公益性の高い事業を町・県から受託し事業を運営する。

### 1 みなかみ町シルバー人材センター事業の運営

- (1) 高齢者の就業に関する相談、情報の収集及び提供
- (2) 補助的・短期的な就業希望者に対する就業機会（仕事）の提供
- (3) 安全就業の推進と巡回指導の実施等により就業事故ゼロを目指す
- (4) 就業を通じての高齢者の生きがいと社会参加を促進する
- (5) 会員の親睦と交流を図る研修旅行の開催
- (6) 安定的な就業可能な作業の受注を目指す
- (7) 就業延人数・就業日数の増加を図ると共に、法人化を目指す

### 2 生活困窮者自立支援事業

生活全般にわたる困りごとの相談窓口となり、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、

他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

#### 必須事業

##### (1) 自立相談支援

どのような支援が必要か相談者と一緒に考え具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

##### ・ 就労支援

就労するための支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行います。

##### ・ 生活支援

お金や住まいに関する支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行います。

##### (2) 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

### 3 子どもの生活・学習支援事業

#### (1) 居場所の提供

子どもたちが安心して過ごしながら学ぶことができる場所を提供し、基礎学力の定着・社会性・将来の進路選択の幅を広げられるようサポートします。

#### (2) 生徒等の生活習慣・学習習慣の確立や学習意欲の向上

「勉強を教わる」のではなく「勉強の仕方を学ぶ」ことで、自主的に学習計画を立てられるようになり、自ら主体的に学習する習慣が身につくようにサポートし、家庭での学習習慣の定着や勉強への苦手意識の克服を目指します。

#### (3) コミュニケーションを育む

5教科の学習だけでなく、ゲームやサークル対話などを通して、意欲・社会性・コミュニケーションを育むカリキュラムも教室内で取り入れ、夢や目標を持つこと、他人を思いやれる心や、自分の意見を周りに伝えられる力を身につけることを目指しています。